

# ポリマー改質アスファルトⅢ型－W 特記仕様書

## 第1条 総則

### 1. 1 目的

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が発注する橋面舗装等の路面滞水が予想される箇所において、雨水の浸入による床版等の損傷、骨材剥離飛散防止、及び流動変形等の抑止を目的とする。

### 1. 2 適用

橋面の床版等と舗装との接着性を特に求める接着層・防水層及び、塑性変形抵抗性、剥離抵抗性を特に求める基層・表層に適用する。

特記仕様書に記載されていない事項については、設計図書、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」（以下仕様書と呼ぶ）、舗装施工便覧及び舗装設計施工指針を適用する。

### 1. 3 アスファルト混合物の事前認定審査

アスファルト混合物事前認定審査制度の認定を受けた混合物については、「仕様書」及び「請負工事品質管理基準」による。

## 第2条 使用材料

### 2. 1 アスファルト

ポリマー改質アスファルトはゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト（ポリマー改質アスファルトⅢ型－W）とし、標準的性状は表－2. 1のとおりである。

表－2. 1 ポリマー改質アスファルトⅢ型－Wの標準的性状

試験項目		規格値
軟化点	℃	70.0以上
伸度(15℃)	cm	50以上
タフネス(25℃)	N・m	16以上
粗骨材の剥離面積率	%	5以下
針入度(25℃)	1/10mm	40以上
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65以上
引火点	℃	260以上
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	試験表に付記

注) 1. 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」に準ずる。

## 2. 2 骨材

仕様書に規定する品質に合致したものを使用する。

## 2. 3 骨材粒度及びアスファルト量

混合物の骨材粒度範囲及びアスファルト量は、仕様書の密粒度アスファルト混合物（13）、（20）および粗粒度アスファルト混合物（20）に準ずる。

## 第3条 アスファルト混合物の配合

### 3. 1 混合物の基準

ポリマー改質アスファルトⅢ型—Wを使用した混合物の基準値を、表-3.1に示す。

表-3.1 混合物の基準値

項目	基準値	
	密粒度アスファルト 混合物(13)、(20)	粗粒度アスファルト 混合物(20)
マーシャル突固め回数 回	両面各 75	
空隙率 %	3~6	3~7
飽和度 %	70~85	65~85
マーシャル安定度 kN	7.35 以上	4.90 以上
フロー値 1/100cm	20~40	
残留安定度 %	75 以上	
動的安定度 回/mm	5,000 以上	
水浸ホイールトラッキング試験による剥離率 %	5 以下	

注) 1. 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」に準ずる。

2. 残留安定度は次式より求める。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C, 48時間水浸後の安定度/安定度}) \times 100$$

### 3. 2 配合設計

配合設計の手順については、舗装施工便覧に準じて行なうものとする。混合物の基準値は、表-3.1のとおりとする。

### 3. 3 現場配合

配合設計の結果で決定した配合で、混合物を製造する混合所にて試験練りを行なわなければならない。その結果が、表-3.1を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行なわなければならない。

最終的な配合の決定にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

### 3. 4 これまでに実績がある場合

これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による試験練り結果報告書を提出し、監督員が承諾した場合に限り試験練りを省略することができるものとする。

### 3. 5 小規模工事について

総使用量が50t未満の小規模工事については、使用実績のある試験練り結果報告書の提出により、試験練りを省略することができるものとする。

## 第4条 施工

### 4. 1 タックコート（防水層直上を除く）

混合物の敷均しに先立ち、タックコートとしてゴム入りアスファルト乳剤（日本アスファルト乳剤協会 PKR-T）またはタイヤ付着抑制型乳剤（同、PKM-T）を0.4～0.6  $\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$  散布する。散布後は十分に養生を行う。

### 4. 2 敷均し及び締固め

混合物の敷均し及び転圧温度における温度の目標値は、バインダーメーカーの推奨温度等を考慮し、監督員の承諾を得て目標温度を決定すること。

### 4. 3 交通開放

転圧後の交通開放は、舗装表面が十分冷えてから行なわなければならない。交通開放時舗装表面温度は、50℃以下とする。

## 第5条 品質管理・品質試験

表-3. 1に示す品質管理・品質試験項目の試験頻度は、仕様書による。

	平成22年	5月
改訂	平成23年	7月
改訂	平成23年	12月
改訂	平成24年	10月
改訂	平成27年	1月
改訂	平成31年	4月